

## 羽幌町空家等対策の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、町の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理するとともに、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (町の責務)

第4条 町は、法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を策定し、これに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるものとする。

### (情報提供)

第5条 町民（町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は町内に滞在する者をいう。以下同じ。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等があると認めるときは、速やかに町長にその情報を提供するものとする。

### (空家等対策協議会)

第6条 法第8条第1項の規定に基づき、羽幌町空家等対策協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、法第8条第1項に規定する協議を行うほか、空家等に関する施策の推進に関し町長が必要と認める事項について調査審議する。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (緊急安全措置)

第7条 町長は、空家等の状態に起因して、町民の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又はそのおそれがあり、所有者等に必要な措置を行わせる時間的な余裕がなく、緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害の拡大を防ぎ、又は予防するための必要最小限の措置（以下この条において「緊急安全措置」という。）を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 町長は、前項の規定により緊急安全措置を講じた場合は、当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することができないときは、当該通知の内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、当該告示の日から14日を経過したときは、当該通知があったものとみなす。

3 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じた場合において必要があると認めるときは、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(軽微な措置)

第8条 町長は、空家等について、開放されている扉又は窓の閉鎖その他の規則に定める軽微な措置を講ずることにより地域における防犯上又は保安上の支障を除去し、又は軽減させることができると認めるときは、必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

(立入調査)

第9条 町長は、空家等の所在及びその所有者等を把握するための調査その他この条例の施行のために必要な限度において、職員に空家等に立ち入らせて必要な調査（以下この条において「立入調査」という。）を行わせることができる。

2 町長は、前項の規定により立入調査を行う場合であつて必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができる。

3 町長は、第1項の規定により立入調査を行うときは、その5日前までに、その旨を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

4 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関との連携)

第10条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察、消防その他関係行政機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。